○消防防災用設備機器性能評定細則

（平成13年２月１日
消安セ細則第７号）

改正　平成18年９月１日消安セ細則第３号
平成21年４月１日消安セ細則第２号
平成21年７月15日消安セ細則第５号
平成24年７月９日消安セ細則第２号
平成25年４月１日消安セ細則第１号
平成26年１月７日消安セ細則第２号

第１章　総則

（目的）

第１条　この細則は、消防防災用設備機器性能評定規程（平成13年消安セ規程第３号。以下「規程」という。）の規定に基づき、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）が行う性能評定について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この細則における用語は、規程の定めるところによる。

第２章　型式評定

（型式評定の申請）

第３条　消防防災の用に供する設備機器（以下「設備機器」という。）の型式評定を受けようとする者は、別記様式第１号による型式評定申請書及び次に掲げる書類等正副各１部（愛知県、岐阜県及び福井県以西の地域に受検地のあるもの（以下「大阪支所管内」という。）は副２部）を、日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）S 5505（事務用ファイル（フラットファイル））のＡ４のファイルに一括し、消防防災用設備機器性能評定手数料規程（平成13年消安セ規程第４号。以下「手数料規程」という。）に定める手数料を振込み、振込票等を添えて、安全センターに提出するものとする。

ただし、すでに型式評定を取得している者が、すでに提出している第１号の会社概要、第２号の品質管理に係る図書と同一の書類を提出する場合は、省略できる。

(1)　会社概要

(2)　品質管理に係る次に示す図書

ア　品質マネジメントシステム

(ｱ)　一般要求事項

(ｲ)　文書化に関する要求事項

イ　経営者の責任

(ｱ)　経営者のコミットメント

(ｲ) 顧客重視

(ｳ) 品質方針

(ｴ) 計画

(ｵ) 責任、権限及びコミュニケーション

(ｶ) マネジメントレビュー

ウ　資源の運用管理

(ｱ) 資源の提供

(ｲ) 人的資源

(ｳ) インフラストラクチャー

(ｴ) 作業環境

エ　製品実現

(ｱ) 製品実現の計画

(ｲ) 顧客関連のプロセス

(ｳ) 設計・開発

(ｴ) 購買

(ｵ) 製造及びサービス提供

(ｶ) 監視機器及び測定機器の管理

オ　測定、分析及び改善

(ｱ) 一般

(ｲ) 監視及び測定

(ｳ) 不適合製品の管理

(ｴ) データの分析

(ｵ) 改善

カ　評定証票の管理

(3) 設備機器設計図

当該設備機器の構造、部品の名称、寸法、材質等を明らかにしたものをいう。この場合、設計図に記入する寸法公差は、加工方法に応じてＪＩＳに規定する中級又は粗級以上とし、加工方法に応じたＪＩＳに対応しないものにあっては、JIS B 0405（普通公差－第１部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差）に規定する粗級以上とする。

(4) 設備機器基本設計事項資料

設備機器の特性を示すもので、設備機器ごとに別に定めるものをいう。

(5) 設備機器明細書

設備機器の明細を示すもので、設備機器ごとに別に定めるものをいう。

(6) 試験設備に係る次に示す図書

ア　別記様式第２号による試験場所道順案内図

イ　別記様式第３号による試験設備明細書

設備機器ごとに別に定めるところにより安全センターが指定する試験設備の品名、

仕様、数量等を記載したものをいう。

ウ　試験品質計画書

試験品目の管理、試験を実施する職員、施設及び環境、設備及び標準物質、測定のトレーサビリティと校正、試験の方法及び試験結果のチェック方法を記載したものをいう。

(7) 設備機器型式試験記録表

設備機器ごとに別に定めるものをいう。

(8) ファイルの表書きは、次による。

ア　a部には、設備機器の種別を記入する。

イ　b部には、設備機器の型式記号を記入する。

ウ　c部には、申請者名を記入する。

エ　d部には、正又は副の別を記入する。

2　型式評定の申請書類は、希望する試験日の15日前までに安全センターに提出するものとする。ただし、安全センターが特に認めた場合は、この限りでない。

3　安全センターは、第1項の書類が整っていることを確かめた後、その申請を受理し、試験日及び場所を指定するものとする。

（性能評定内容及び試験方法の決定）

第4条　安全センターは、型式申請の内容を検討し、必要があると認めるときは、当該設備機器の性能評定内容及び試験方法を定めるものとする。

2　前項の場合には、前条第1項第4号から第7号までの書類等は、性能評定内容及び試験方法が定められた後に提出するものとする。

（試験設備の審査）

第5条　検査員（安全センター理事長が別に定めるところにより、評定業務に従事する者として任命した者をいう。以下同じ。）は、型式評定を行うに当たり、設備機器ごとに別に定める試験設備（以下「指定試験設備」という。）及び施設等が適正に管理されているかどうかを別表1の試験設備等審査チェックリストに基づき、確認するものとする。

2　前項の試験設備のうち特に指定する試験設備（以下「特定試験設備」という。）については、設備機器ごとに別に定める機能をもつものであるかどうかについて審査を行うものとする。

3　前項の審査に合格した試験設備には、別図に掲げる表示を付するものとする。

（品質管理体制の審査）

第6条　検査員は、型式評定申請に係る設備機器を製造する工場等においてＩＳＯ 9001：2008（品質マネジメントシステムー要求事項）に基づき、当該設備機器の品質管理体制を審査するものとする。

2　前項の審査に当たっては、当該工場等がＩＳＯ 9001：2008（品質マネジメントシステム−要求事項）の認証を取得しており、当該設備機器がその範囲に含まれているときは、その取得状況を勘案するものとする。

（設備機器の試験）

第７条　検査員は、前２条の審査の後、型式評定申請に係る設備機器の試験を設備機器ごとに定める試験項目、試験方法及び試験試料について立会検査により行うものとする。

第３章　型式変更評定、試験設備の変更、試験場所の変更、軽補正、性能確認及び型式評定の更新

（型式変更評定）

第８条　設備機器の型式変更を受けようとする者は、別記様式第４号による型式変更評定申請書及び既に型式評定した型式との相違内容を明らかにした設備機器設計図、設備機器基本設計事項資料又は設備機器明細書（変更部分は朱書等で明示する。）その他の必要書類（第３条第１項各号に掲げる書類のうち変更のある部分に限る。）を第３条の規定に準じて安全センターに提出するものとする。

２　１型式について２以上の型式変更内容を同時に申請するときは、１の申請書により行うものとする。

３　２以上の型式に共通した変更をしようとするときは、それぞれの型式についての型式変更とする。

４　型式変更評定のための審査及び試験は、型式変更に係る部分について第５条から前条までの規定に準じて行うものとする。

（試験設備の変更）

第９条　試験設備の変更の承認を受けようとする者は、別記様式第５号による試験設備変更申請書及び当該変更に係る図書（変更部分は、朱線等で明示すること。）を第３条に準じて安全センターに提出するものとする。

（試験場所の変更）

第10条　試験場所の変更の承認を受けようとする者は、別記様式第６号による試験場所変更申請書及び試験設備に係る図書を第３条に準じて安全センターに提出するものとする。

（軽補正）

第11条　既に型式評定（型式変更評定を含む。以下同じ。）を受けた設備機器について軽補正の確認を受けようとする者は、別記様式第７号による軽補正届及び当該軽補正に係る設備機器設計図等（変更部分は朱書等で明示する。）を、必要に応じて見本品を添え、第３条に準じて安全センターに提出するものとする。

２　１型式について２以上の軽補正内容を同時に申請するときは、１の申請書により行うものとする。

３　軽補正の範囲は、設備機器ごとに別に定めるものとする。

（性能確認）

第12条　すでに型式評定を受けている設備機器の型式について付属機器又は周辺機器の追加の性能確認を受けようとする者は、別記様式第８号による性能確認試験申請書及びこれらの機器の追加に係る設備機器設計図その他必要書類を第３条の規定に準じて安全セ

ンターに提出するものとする。

（型式評定の更新）

第13条　安全センターは、型式評定を受けた者に対し、当該型式の有効期間が満了する日の２月前までに、別記様式第９号による型式評定有効期間満了通知書により当該型式の有効期間が満了する旨を通知するものとする。

２　型式評定の更新をしようとする者は、当該型式の有効期間が満了する日の１月前までに、別記様式第10号による型式評定更新申請書を、手数料規程に定める手数料を振込みのうえ、安全センターに提出するものとする。

３　安全センターは、型式更新を行ったときは、前項の申請をした者に性能評定書を交付するものとする。

第４章　サーベイランス

（サーベイランス計画）

第14条　安全センターは、毎年度当初に、型式評定を受けた者と調整のうえ、規程第14条の規定によるサーベイランスの実施計画を作成し、通知するものとする。

（サーベイランスの申請）

第15条　型式評定を受けた者は、前条の計画に基づき、別記様式第11号によるサーベイランス申請書１部を安全センターに提出するものとする。

２　サーベイランス申請書は、希望するサーベイランス実施日の10日前までに安全センターに提出するものとする。ただし、安全センターが特に認めた場合は、この限りでない。

３　安全センターは、第１項のサーベイランス申請書の記載事項を確かめた後、その申請を受理し、サーベイランス実施日及び場所を指定するものとする。

４　設備機器の製造を休止しているため前条の計画に基づきサーベイランスを実施できないときは、別記様式第12号によるサーベイランス休止申請書を提出するものとする。

（サーベイランスの実施）

第16条　サーベイランスは、次により検査員が実施するものとする。

(1) 試験設備の審査は、第５条の規定に準じて行う。ただし、サーベイランスにおいて審査すべき試験設備は、設備機器ごとに別に定める。

(2) 品質管理体制の審査は、第６条の規定に準じて行うものとする。

(3) 設備機器の形状等が型式評定を受けた型式の形状等と同一であることの確認は、当該設備機器を製造する工場等において立会検査により行うものとする。

２　前項第３号の規定により行う立会検査の検査方法、検査項目、試料等は、設備機器ごとに別に定めるものとする。

（臨時サーベイランスの実施）

第17条　規程第15条の規定により臨時サーベイランスを行う場合は、第14条のサーベイランス計画の作成及び第15条のサーベイランス申請を省略できるものとする。

２　サーベイランスは、前条の規定に準じて実施するものとする。

（サーベイランス成績書の交付）

第18条　第16条及び前条のサーベイランスの結果は、別記様式第13号によるサーベイラン

ス成績書により申請者に通知するものとする。

第５章　個別検査

（個別検査の申請）

第19条　個別検査を受けようとする者は、次の各号の定めるところにより、別記様式第14号による個別検査申請書を安全センターに提出するものとする。

(1) 個別検査申請書に、社内個別検査記録表及び手数料規程に定める手数料を振込み、振込票等を添えて、正副各１部を提出する。

(2) 個別検査申請書は、受検希望場所が大阪支所管内にある場合は、大阪支所に提出する。

(3) 個別検査申請書は、検査日の５日前までに提出する。ただし、安全センターが特に認めた場合は、この限りでない。

(4) 個別検査申請書は、評定番号ごとに作成する。ただし、安全センターが特に認めた場合は、この限りでない。

(5) 第24条第４項に規定する個別検査又は設備機器ごとに別に定めるところにより一括抜き取り検査を認められた個別検査に係る個別検査申請書には、「一括」の文字及び当該評定番号を記入するものとする。

(6) 委受託による個別検査申請は、当該委託者が行うものとする。

２　安全センターは、前項の内容が整っていることを確かめた後、その申請を受理するものとする。

（個別検査の実施）

第20条　安全センターは、型式評定又はサーベイランスに合格した工場等において製造される設備機器について書類審査により個別検査を行うものとする。

２　検査員は、前条第１号の規定により提出された社内個別検査記録表の内容を確認して、個別検査の合否の判定を行うものとする。

３　検査員は、前項の規定により個別検査の合否の判定を行った場合には、個別検査申請書を受理した日から５日以内に、その結果を個別検査申請書の副本に記載し、当該副本を返還することにより、個別検査申請者に通知するものとする。

４　前項において個別検査に合格とされた場合には、評定証票を併せて交付するものとする。ただし、第22条の規定を適用している場合は、この限りでない。

５　前各項の規定にかかわらず、安全センターが特に必要と認めた場合は、型式評定を受けた者にあらかじめ通知して、検査員が当該工場等において設備機器の立会検査を行うことができる。

６　前項の規定に該当して立会検査を行うこととなった場合は、検査員が検査当日、当該工場等において検査を行い、合否の判定を行うものとする。

７　第５項の規定により行う立会検査の検査方法、検査項目、試料等は、設備機器ごとに別に定めるものとする。申請者が申請に係る設備機器について行う社内検査についても同様とする。

８　第５項の規定により行う立会検査の際、申請者が不正の手段により個別検査を受検し

ていると認めた場合、当該ロットに係る設備等を不合格として処理するものとする。

（合格の表示）

第21条　前条の規定により個別検査に合格した設備機器には、規程第17条の規定による合格の表示（以下「評定証票」という。）を貼付するものとする。ただし、第22条第２項の規定により評定証票の前渡しを受けた者は、あらかじめ、設備機器に評定証票を貼付して受検することができる。

２　前項ただし書の規定によりあらかじめ評定証票を付した製品が個別検査の結果不合格となった場合には、当該不合格品に付した評定証票は、はぎ取り、又は明瞭に消印するものとする。

（評定証票の前渡）

第22条　安全センターは、前条第１項ただし書の規定により個別検査を受けようとする者から別記様式第15号による評定証票前渡願により評定証票の前渡し（以下「証票前渡」という。）の交付願いがあり、評定証票に係る管理状況を調査した結果、評定証票の管理体制が十分であると認めた場合は、これを承認することができる。

２　前項の規定により承認を受けた者は、別記様式第16号による評定証票前渡申請書により証票前渡を受けることができる。

３　前項の規定による証票前渡を受けた者は、その受払いを明確にするため、別記様式第17号による評定証票受払表を備えて、受払いの都度、記帳整理するとともに、評定証票の使用、保管を適正に行わなければならない。

（個別検査結果の確認）

第23条　個別検査申請者は、社内個別検査終了後、別記様式第18号による受検成績履歴書及び別記様式第17号による評定証票受払表に記入するものとする。

２　前項の受検成績履歴書及び評定証票受払表への記入は、次によるものとする。

(1)　受検成績履歴書はロットごとに行う。一括抜取りの場合は一括ロットで行う。

(2)　評定証票受払表は評定番号別に行う。ただし、一括抜取りに係る場合にあっては、一括で行うことができる。

３　立会による個別検査の場合、検査員は、別記様式第18号による受検成績履歴書及び別記様式第17号による評定証票受払表の記入内容を確認するものとする。

第６章　雑則

（型式評定の委受託）

第24条　すでに型式評定を得ている者（以下「乙」という。）が製造した設備機器と同一と認められる設備機器について他の者（以下「甲」という。）が型式評定を得ようとするとき（以下「委受託」という。）は、次によるものとする。

(1)　型式評定の申請手続きは、第３条の規定に準ずる。

(2)　型式評定の申請に際し、甲と乙との評定に関する品質管理状況を明示した別記様式第19号に準じた契約書等の写しを添付する。

(3)　第３条第１項第３号、第４号及び第６号の書類等は、乙の型式評定申請時の書類等に甲の社名を併記し、甲の責任者の検印のあるものとする。

(4) 第３条第１項第５号の明細書は、甲の型式記号のものに乙の型式記号及び乙の関連事項を併記する。

(5) 第３条第１項第７号の設備機器型式試験記録表は、乙の試験設備で乙によって行われたものであり、乙の実施者及び甲の責任者の検印のあるものとする。

２　委受託後に当該型式の設備機器に型式変更の必要が生じた場合は、甲乙が同時に申請することを原則とするが、双方協議のうえ、甲又は乙のみの型式変更の申請とすることができる。

３　委受託後に、当該型式に軽補正届けの必要が生じた場合は、前項に準ずる

４　委受託による製品を同時に個別検査の受検をする場合は、一括抜取り検査とする。

５　第９条の試験設備変更申請書又は第10条の試験場所変更申請書は、甲乙双方の社名を併記する。

（型式評定申請等の取下げ）

第25条　型式評定申請、型式変更評定申請、軽補正届、性能確認申請、サーベイランス申請、再審査願、補正試験願又は個別検査申請を取り下げようとするときは、別記様式第20号による当該申請の取り下げ届正副各１部（大阪支所管内にあっては副２部。ただし、個別検査申請を除く。）を安全センターに提出するものとする。

２　第22条第２項の規定により評定証票を交付された者が、個別検査申請の全部又は一部を取り下げようとする場合は、交付された当該評定証票のうち、取り下げに相当する数量を個別検査手数料が同額で、かつ、同種類の個別検査申請に振り替えることができる。振り替えるべき申請ができない場合は、取り下げに相当する数量の評定証票を取り下げ届正本に添え、安全センターに返還するものとする。

（申請書類の返還）

第26条　安全センターは、型式評定、軽補正又は性能確認を行ったときは、提出された書類のうち、副本１部を審査の終了後、試験結果を添付して申請者に返還するものとする。

（再審査）

第27条　安全センターは、型式評定又はサーベイランスに当たり試験設備又は品質管理体制の審査を行い、不適合事項があると判定したときは、別記様式第21号による不適合事項通知書により申請者に通知するものとする。

２　前項の通知を受けた者は、次に掲げる区分に応じ、関係書類を提出するものとする。

(1) 型式評定の再審査を申請する場合は、前項の通知を受けた日から３月以内に別記様式第22号による再審査願に不適合事項を是正したことを示す書類を添えて、正副各１部（大阪支所管内にあっては副２部）を提出するものとする。

(2) サーベイランスの再審査を申請する場合は、前項の通知を受けた日から３月以内に別記様式第22号による再審査願に不適合事項を是正したことを示す書類を添えて、１部を提出するものとする。

（補正試験）

第28条　安全センターは、型式評定、サーベイランス又は個別検査に当たり設備機器の試験を行い、性能評定内容及び試験方法に適合しない不良事項があると判定したときは、

別記様式第23号による不良事項通知書により申請者に通知するものとする。

２　前項の通知を受けた者は、次に掲げる区分に応じ関係書類を提出するものとする。

(1) 型式評定の補正試験を申請する場合は、前項の通知を受けた日から３月以内に別記様式第24号による補正試験願に不良事項を是正したことを示す書類（補正に係る設備機器設計図、設備機器明細書、試験設備に係る図書を含む。）及び設備機器型式試験記録表を添えて正副各１部（大阪支所管内にあっては副２部）を提出する。

(2) サーベイランスの補正試験を申請する場合は、前項の通知を受けた日から３月以内に別記様式第24号による補正試験願に不良事項を是正したことを示す書類及び社内個別検査記録表を添付して正１部をその希望する試験日の５日前までに安全センターに提出する。

(3) 個別検査の補正試験を申請する場合は、前項の通知を受けた日から３月以内に別記様式第24号による補正試験願に不良事項を是正したことを示す書類及び社内個別検査記録表を添付して正副各１部をその希望する試験日の５日前までに安全センターに提出する。

（不合格の通知）

第29条　安全センターは、型式評定､軽補正届の確認及び性能確認を行い不適合事項があると判定したときは、別記様式第25号による不合格通知書により申請者に通知するものとする。

（申請等の委任）

第30条　申請者が軽補正届、性能確認試験申請、サーベイランス申請、個別検査申請又はこの細則に定める願出等を代理人に委任する場合は、別記様式第26号による委任状１部を安全センターに提出するものとする。

２　代理人が申請、届出又は願い出する申請書、届出書又は願い出書には、申請者の住所及び氏名（法人にあっては、名称、所在、役職名及び氏名）を併記するものとする。

（試験日の変更）

第31条　安全センターから指定された試験日を変更しようとするときは、別記様式第27号による受検期日延期願を正副各１部（大阪支所管内にあっては副２部）、安全センターに提出して、承認を受けるものとする。

（氏名等の変更の届出）

第32条　型式評定を受けた者又は現に型式評定を申請中の者がその氏名（法人にあってはその名称又は代表者の氏名）又は住所を変更したときは、遅滞なく別記様式第28号による氏名変更届書１部に事実を証する書面を添えて安全センターに提出するものとする。

（不適合等の報告）

第33条　型式評定を受けた者が規程第21条により不適合等の報告をする場合は、別記様式第29号によるものとする。

附　則

この細則は、平成13年２月１日から実施する。

附　則

この細則は、平成18年９月１日から実施する。

附　則

この細則は、平成21年４月１日から実施する。

附　則

この細則は、平成21年７月15日から実施する。

附　則

この細則は、平成24年８月１日から実施する。

附　則（平成25年4月1日消安セ規程第1号）抄

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（改正）

第2条　別表に掲げる規程、細則及び要綱等において「財団法人日本消防設備安全センター」とあるものは平成25年4月1日をもって「一般財団法人日本消防設備安全センター」に改正するものとする。

附　則

この細則は、平成26年２月１日から実施する。

別　図　試験設備審査の表示

別表１　　　試験設備等審査チェックリスト　　　　　　　　　　　　（１／２）

チェック項目	チ　ェ　ッ　ク　内　容	指 摘 ・ 確 認 事 項	評価
施設及び環境	・試験をどこで実施しているか ・試験を実施する場所の環境（温度、湿度）は、適切な状態になっているか ・試験を実施する場所に隣接する場所で実施していることが、試験に影響を与えないか ・試験実施場所に出入りできる人を限定しているか ・試験実施場所を整理、整頓する手順を定めているか		
試験設備及び標準物質	・指定設備が試験実施場所にあるか ・特定試験設備が、ＦＥＳＣ規格に定める機能を有するか又は試験設備適合証票が貼付されているか ・試験設備の保全の手順を定めているか ・正常な機能を発揮する試験設備と異常又は異常と疑わしい試験設備を区別しているか ・校正の状態を表示しているか ・試験設備及び標準物質の記録を作成しているか 記録の主な項目は次のとおり ・機器（設備品目）の名称 ・製造者名、識別のための記号等 ・機器が仕様に適合していることのチェック ・設置場所 ・受入れ時の状態（新品、中古、再調整品） ・製造者の取扱説明書 ・校正・検証の日付とその結果及び次回の校正・検証の日付 ・実施された保全及び計画されている		

別表１　　　試験設備等審査チェックリスト　　　（２／２）

チェック項目	チ　ェ　ッ　ク　内　容	指 摘 ・ 確 認 事 項	評価
試験設備及び標準物質	保全の詳細 ・損傷、動作不良、改造又は修理があった場合はその履歴		
測定のトレーサビリティと校正	・指定試験設備の校正に用いる標準又は基準を定めているか ・国家で認知されている標準との関係は明確になっているか ・標準物質は、国家計量標準又は国際計量標準にトレーサブルであるか		
総合評価			

評価の欄に○、×を付す。チェック内容を満足している場合○を、チェック内容を満足していない場合×を記す。
総合評価欄には、×がなければ適合、×があれば不適合と記載する。

別記様式第１号

型　式　評　定　申　請　書

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理　事　長　　　　　　　　　　殿

申請者
住　　　所
法人の名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　印
電 話 番 号

当社は、下記について型式評定を受けたいので、書類を添えて申請します。

記

設備機器の種別				
型　式　記　号				
受　検　場　所				
受　　検　　日	希望	年　月　日	決定	年　月　日
使　用　目　的				
主　な　性　能				
予　定　価　格				
年間供給予定数量				

申請に当たっては、諸規定に記載された事項を承諾のうえ申請します。

別記様式第２号

試　験　場　所　道　順　案　内　図

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理　事　長　　　　　　　　　　殿

申請者
住　　　所
法人の名称
代表者氏名
電 話 番 号

試験場所道順案内図

試験場所の名称	
試験場所の住所	
試験場所の電話番号	
案内図（利用交通機関名、その起点・終点などを明記のこと）	

別記様式第３号

試　験　設　備　明　細　書

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理　事　長　　　　　　　　　殿

申請者
　住　　　所
　法人の名称
　代表者氏名
　電 話 番 号

試験設備

試 験 設 備 名	仕　　　　　　　様	数量	備　　　考

別記様式第４号

型 式 変 更 評 定 申 請 書

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理　事　長　　　　　　　　　　殿

申請者
住　　　所
法人の名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　印
電 話 番 号

当社は、下記について型式変更評定を受けたいので、書類を添えて申請します。

記

<table>
<tr><td>設備機器の種別</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>型　式　記　号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">型式評定を受けているもの</td><td colspan="2">型　式　記　号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">評　定　番　号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">型 式 評 定 日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>受　検　場　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>受　　検　　日</td><td>希望</td><td>年月日</td><td>決定</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変　更　箇　所</td><td colspan="4">明　　　　細</td><td rowspan="2">理　　由</td></tr>
<tr><td colspan="2">旧</td><td colspan="2">新</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
</table>

別記様式第５号

試　験　設　備　変　更　申　請　書

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理　事　長　　　　　　　　　　殿

申請者
住　　　所
法人の名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印
電 話 番 号

当社は、下記について試験設備を変更したいので、書類を添えて申請します。

記

設備機器の種別			
型　式　記　号			
評　定　番　号			
変　更　箇　所	明　　　　細		理　　由
	旧	新	

別記様式第６号

試　験　場　所　変　更　申　請　書

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長　　　　　　　　　　　　　　殿

申請者
住所
法人の名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　印
電話番号

当社は、下記のとおり試験場所を変更したいので、申請します。

記

設備機器の種別		
型　式　記　号		
評　定　番　号		
試　験　場　所	旧	
	新	
変　更　の　理　由		

別記様式第７号

軽　　　補　　　正　　　届

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理　事　長　　　　　　　　　　殿

申請者
住　　　所
法人の名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　印
電 話 番 号

当社は、下記について軽補正を届けたいので、書類を添えて申請します。

記

<table>
<tr><td>設備機器の種別</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>型　式　記　号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>評　定　番　号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">軽 補 正 箇 所</td><td colspan="2">明　　　　　　細</td><td rowspan="2">理　　由</td></tr>
<tr><td>旧</td><td>新</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

別記様式第８号

性　能　確　認　試　験　申　請　書

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理　事　長　　　　　　　　　　殿

申請者
住　　　所
法人の名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　印
電 話 番 号

当社は、下記について性能確認試験を受けたいので、書類を添えて申請します。

記

設備機器の種別				
型　式　記　号				
型 式 評 定 を 受けているもの	型 式 記 号			
	評 定 番 号			
	型式評定日			
受　　検　　日	希望	年　月　日	決定	年　月　日
追加しようとする付属機器又は周辺機器				

別記様式第９号

型 式 評 定 有 効 期 間 満 了 通 知 書

消安セ認第　　　　号

年　　月　　日

申請者

住　　　所

法人の名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　殿

一般財団法人日本消防設備安全センター

理　事　長

貴社が型式評定を取得されている下記の設備機器については、　　年３月31日に有効期間が満了しますので、通知します。

記

設備機器種別	型　式　記　号	評 定 番 号	評　定　日

別記様式第10号

型 式 評 定 更 新 申 請 書

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理　事　長　　　　　　　　　殿

申請者
住　　　所
法人の名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　印
電 話 番 号

当社は、下記について型式評定の更新を受けたいので、申請します。

記

設備機器の種別	
型　式　記　号	
評　定　番　号	

別記様式第11号

サ ー ベ イ ラ ン ス 申 請 書

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理　事　長　　　　　　　　　　殿

申請者
住　　　所
法人の名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　印
電 話 番 号

当社は、下記についてサーベイランスを受けたいので、申請します。

記

調 査 工 場 名				
設備機器の種別				
型　式　記　号				
評　定　番　号				
調　　査　　日	希望	年　月　日	決定	年　月　日
前回実施年月日				

別記様式第12号

サーベイランス休止申請書

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理　事　長　　　　　　　　　　　殿

申請者
住所
法人の名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　　印
電話番号

当社は、下記の工場における評定品について当分の間、製品の生産がないため、生産を再開するまでの間、サーベイランスの休止を申請します。

なお，生産を再開したときは、サーベイランスの申請をします。

記

調査工場名	
設備機器の種別	
型式記号	
評定番号	
前回実施年月日	

別記様式第13号（その１）

サーベイランス成績書

年　　月　　日

申請者
住　　　所
法人の名称
代表者氏名

殿

一般財団法人日本消防設備安全センター

工　　場　　名	
調査対象設備機器の種別	□ 消火設備　□ 警報設備　□ 防火水槽　□ その他
調査対象型式名	
調　　査　　日	年　　月　　日～　　　年　　月　　日
検　査　員　名	

調査結果

No.	調　査　項　目	総　合　評　価
1	品質保証体制に関する調査	適　・　否
2	製品の検査体制に関する調査	適　・　否
3	品質確認検査	適　・　否
定期的調査		合　・　否

別記様式第13号（その２）

『指導・指摘事項』

１　品質保証体制について

２　検査体制について

３　品質確認について

（注）改善報告書又は是正計画書が提出された場合、改善状況を確認するとともに、別紙にその結果を記載し、改善報告書又は是正計画書を添付しておくものとする。

別記様式第14号

個　別　検　査　申　請　書

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理　事　長　　　　　　　　　殿

申請者
住　　　所
法人の名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　印
電 話 番 号

当社は、下記について個別検査を受けたいので、社内個別検査記録表を添えて申請します。

記

設備機器の種別				
型　式　記　号				
評　定　番　号				
申　請　数　量		製造番号又は製造日		
検　査　場　所				
手　　数　　料	単価	円	合計	円

検　査　結　果

検　　査　　員	年月日	判　　　定
	年　　月　　日	

別記様式第15号

評　定　証　票　前　渡　願

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理　事　長　　　　　　　　　殿

申請者
住　　　所
法人の名称
代表者氏名　　　　　　　　　印
電 話 番 号

当社は、下記について評定証票を消防防災用設備機器性能評定細則第22条の規定により前渡し交付を受け、受検前に同証票を設備機器に貼付して個別検査を受けたく、願い出ます。

前渡し交付を受けた評定証票の管理・保管及び受払並びに同証票を付した製品の管理等については、品質管理に係る図書に記載のとおりの管理体制で細心の注意と責任をもって行うこととします。

万一不用意な管理取扱いを行った場合は、異議なく貴安全センターの指示に従います。

記

設備機器の種別	
型　式　記　号	
評　定　番　号	
検　査　場　所	

別記様式第16号

評　定　証　票　前　渡　申　請　書

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理　事　長　　　　　　　　　殿

申請者
住　　　所
法人の名称
代表者氏名　　　　　　　　　　印
電 話 番 号

当社は、下記について評定証票の前渡しを受けたいので、申請します。

記

設 備 機 器 の 種 別	評 定 番 号	数　　量	備　　　　考

検　　査　　場　　所	

別記様式第17号

評　定　証　票　受　払　表

法人の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

型 式 記 号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

評 定 番 号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受 検 工 場＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

							P
申請年月日	受検年月日	受入数	払出数	残数	責任者印	確認印	備考
合計							
累計							

注１）一括抜取りに係り、評定証票受払表を一括で記載する場合、型式記号欄及び評定番号欄に別紙のとおりと記載し、別紙に型式記号及び評定番号の一覧を記載する。

注２）申請年月日を記載した行に受入数を、受検年月日を記載した行に払出数をそれぞれ記載し、申請年月日と受検年月日とは別の行に記載する。

別記様式第18号

受検成績履歴書

設備機器の種別	型式記号	評定番号	P

ロット番号	受検年月日	ロットの大きさ	検査のきびしさ	(通常・特別)検査																					総合判定	検査員印	検査立会責任者印	記事 試験設備の不適合事項その他の特記事項を記入すること。
				第1次点							第2次点							第3次点										
				Ac	Re	不良数/試料数	不良明細		不良累計	試料累計	Ac	Re	不良数/試料数	不良明細		不良累計	試料累計	Ac	Re	不良数/試料数	不良明細		不良累計	試料累計				
							事項	個数						事項	個数						事項	個数						

注1）一括抜取りに係る場合は、型式記号欄及び評定番号欄に別紙のとおりと記載し、別紙に型式記号及び評定番号の一覧を記載する。
注2）検査を行った製品の個数を評定番号ごとに記事欄に記載する。

別記様式第19号

業　務　委　託　契　約　書

甲及び乙は一般財団法人日本消防設備安全センターの性能評定に関する製品（以下「製品」という。）の製造・加工・組立及び受検業務（以下「製造等」という。）の委託について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　甲はこの契約の定めるところにしたがい、製品の製造等を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（製品）

第２条　甲の乙に委託する製品は次のものとする。

１　設備機器の種別
２　型式記号
３　乙の評定番号
４　乙の製造等を行う場所

（製造等）

第３条　乙は甲より受託した製品の製造等について次に定めるところにより、行うものとする。

１　製品の製造等に係る品質管理は、乙が定める基準により行うものとする。
２　乙は製品の性能評定に係る受検準備から合格までの一切の業務を行うものとする。
３　製品の製造等に係る技術的事項に関する責任は乙にあるものとする。
４　製品の型式変更評定、軽補正届、性能確認及び届出等を行う場合は、甲乙双方に関係する事項については、同時に申請又は届出をするものとする。
５　個別検査は、乙の製造等を行う場所において一括抜取検査で受検するものとする。

（受検時の責任）

第４条　受検に際し、甲又は甲の委任を受けた者が立会い、受検に関する一切の責任を負うものとする。

（調査の協力）

第５条　乙は甲が乙の工場等へ立入り調査の実施を希望し、また、各種の調査を依頼する場合には、特別の事情のない限りこれに協力するものとする。

（有効期間）

第６条　この契約書の有効期間は、契約締結の日から○箇年とする。ただし、期間満了○箇月前までに甲乙いずれからも契約締結の意志表示がないときは、自動的に○箇年ずつ延長する。

（規定外条項）

第７条　この契約に定めのない事項の生じたとき又はこの契約の各条項の解釈につき疑義の生じたときは、甲乙誠意をもって協議解決する。

上記契約の証として本書２通を作成し、双方記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲

乙

別記様式第20号

取　り　下　げ　届

年　月　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理　事　長　　　　　　　殿

申請者
住　　所
法人の名称
代表者氏名　　　　　　　　印
電 話 番 号

当社は、下記申請を都合により取り下げたくお届けします。
ついては、当該手数料　　　　円は　　　　銀行　　　　支店
振込みにより還付していただきたくお願いします。

記

区　　分	型式評定・型式変更評定・性能確認・個別検査
受　付　日	年　月　日
設備機器の種別	
型　式　記　号	
評　定　番　号	

別記様式第21号

不　適　合　事　項　通　知　書

消安セ技第　　　号
年　　月　　日

申請者
住　　　所
法人の名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　殿

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長

貴社が申請された下記の設備機器の審査を　　　　年　　月　　日に行った結果、下記のとおり不適合事項がありましたが、今回に限り是正を認めますので不適合事項を是正のうえ、来る　　　　年　　月　　日までに関係書類を添えて再審査を受けてください。

なお、上記期限までにこの再審査を受けられないときは、以後当該型式に係る試験設備等の審査は取止めとし、不適合として処理しますのでご了承ください。

記

受付日	
設備機器の種別	
型式記号	
評定番号	
不適合事項	

別記様式第22号

再　　　審　　　査　　　願

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理　事　長　　　　　　　　　　殿

申請者
住　　　所
法人の名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　印
電 話 番 号

当社は、下記について不適合事項を別紙のとおり是正したので再審査をお願いします。

記

受　　付　　日	
設備機器の種別	
型　式　記　号	
評　定　番　号	
通 知 書 番 号	
通 知 さ れ た 不 適 合 事 項	

別記様式第23号

不　良　事　項　通　知　書

消安セ技第　　　号
年　　月　　日

申請者
住　　　所
法人の名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　殿

一般財団法人日本消防設備安全センター
理　事　長

貴社が申請された下記の設備機器の試験を　　　　年　　月　　日に行った結果、下記のとおり不良事項がありましたが、今回に限り手直しを認めますので不良事項を改良のうえ、来る　　　　年　　月　　日までに補正試験申請をして受検してください。

なお、上記期限までにこの補正試験を受けられないときは、以後当該型式に係る試験は取止めとし、性能評定内容及び試験方法に適合しないものとして処理しますのでご了承ください。

記

受付日	
設備機器の種別	
型式記号	
評定番号	
不良事項	

別記様式第24号

補　　正　　試　　験　　願

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理　事　長　　　　　　　　　　殿

申請者
住　　　所
法人の名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　　印
電 話 番 号

当社は、下記について不良事項を別紙のとおり改良したので補正試験をお願いします。

記

受　　付　　日	
設備機器の種別	
型　式　記　号	
評　定　番　号	
通　知　書　番　号	
通　知　さ　れ　た 不　良　事　項	

別記様式第25号

不　合　格　通　知　書

消安セ認第　　　号
年　　月　　日

申請者
住　　　所
法人の名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　殿

一般財団法人日本消防設備安全センター
理　事　長

貴社が申請された下記の設備機器の試験及び審査を行った結果、性能評定及び試験に適合しないので通知します。

記

設備機器の種別	
型式記号	
評定番号	

別記様式第26号

委　　　　　任　　　　　状

私は

住　　　所

法人の名称

役　職　名

氏　　　名

を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

1　設備機器の種別

2　型　式　記　号

3　評　定　番　号

4　委任する権限

年　　月　　日

住　　　所

会　社　名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

備考

1　２以上の型式について個別検査の申請を委任する場合は、設備機器の種別、型式記号及び評定番号を別紙に記入してよい。

2　委任事項が評定手数料を納付し、又は還付を受けることである場合はその旨を記入すること。

別記様式第27号

受　検　期　日　延　期　願

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理　事　長　　　　　　　　　　　殿

申請者
住　　　所
法人の名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　印
電 話 番 号

当社は、下記について受検期日の延期をお願いします。

記

設備機器の種別	
型　式　記　号	
評　定　番　号	
受　　付　　日	
通知された試験日	
延期する理由	

別記様式第28号

氏名（名称・代表者の氏名・住所）変更届

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理　事　長　　　　　　　　　　　殿

申請者
住　　　所
法人の名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　　印
電 話 番 号

当社は、下記のとおり氏名（名称・代表者の氏名・住所）を変更したので届出ます。

記

旧	
新	

変更年月日　　　　　　　　年　　月　　日

別記様式第29号

不　適　合　・　事　故　の　報　告　書

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理　事　長　　　　　　　　　　殿

申　請　者
住　　　所
法人の名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　印
電 話 番 号

当社が型式認定を受けた設備等について、下記のとおり不適合・事故が発生しましたので、報告します。

記

発生日	
発生場所	
設備等の種別	
型式記号	
認定番号	
不適合・事故の内容及び応急措置の状況	
当該設備等に対する今後の改善方針	